

介護サービス計画作成のための認定資料提示申請について

いつもお世話になっております。

認定資料提示申請書は両面コピーしてお使いください。

なお、要介護・要支援認定申請時に、提示に対する本人の同意がない場合は、提示申請書裏面にご本人様の同意が必要です。

提示できる資料

- ・訪問調査票
- ・主治医意見書
- ・結果通知書

上記の3種類です。窓口にて閲覧の場合は無料です。

交付の場合は、1枚につきコピー代10円が必要です。

提示できる条件

上記の3種類の資料を提示するためには、

- ・本人の同意（要介護・要支援認定申請時に同意がない場合、提示申請書裏面の署名により同意とします。）
- ・医師の同意
- ・居宅介護サービス計画の届出（在宅）または介護保険施設入所契約（施設入所）
- ・認定結果が出ていること

以上の条件が必要です。（事前依頼FAX受付後、こちらで確認致します。）

認定資料の提示を郵送にて希望される場合

- 1 申請書（認定資料提示申請書）
- 2 <施設の方> 被保険者の施設入所が確認できるものの写し（契約書等）
<居宅介護支援事業所の方>
保険者が大津市の場合…居宅サービス計画作成依頼届出書
保険者が大津市以外の場合…現在の市町村が発行する被保険者証の写し
（被保険者名及び居宅介護支援事業者の名称が分かる部分の写し）
- 3 介護支援専門員証の写し
- 4 切手を貼った返信用封筒
- 5 提示資料1枚につき10円 × 枚数分の料金（定額小為替でお願いします）

以上を同封してください。なお、同封していただく返信用切手と定額小為替の金額は事前依頼FAX返信時に記載させていただきます。

（参考）定額小為替

50円・100円など額面が決まっており、発行手数料が1枚につき200円かかります。

※ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。お願い致します。

郵送される前に、事前依頼FAXを送ってください。確認後、返信致します。